

精神障害者に対する職業訓練 に関する調査

平成24年5月29日
基盤整備センター
在職者研究室

精神障害者に対する職業訓練に関する調査

1. 調査概要

本調査は、職業訓練を実施して頂いている方々に、最近増加の一途を辿っている精神障害者に対する訓練の実態をお伺いし、今後の精神障害者に対する訓練のあり方や問題点を洗い出し、計画や体制、指導方法等を含めた改善・見直しに生かしていくほか、国の職業訓練施策の基礎資料とすることを目的とし、施設、指導員、訓練生（アンケート及び一部ヒアリング）に対し調査を行った。

(1) 調査期間

一斉調査：平成23年8月10日（水）～8月31日（水）

ヒアリング：平成23年9月20日（火）～9月30日（金）

(2) 調査対象

東北3県の施設を除く職業訓練校 177校

職業能力開発校 158校

障害者職業能力開発校 19校

(3) 結果

イ 施設 132校（職業能力開発校 118校、障害者職業能力開発校 14校）

ロ 指導員 104枚（一枚に複数人の回答あり）

ハ 訓練生 79人

ニ 訓練生へのヒアリング 22人

2. 精神障害者に対する職業訓練の実施状況

○ 回答をいただいた施設で、調査対象期間（平成21年度～22年度）に精神障害者を受け入れた施設は、63校（48%）。

一般校 118校中 50校（42%）

障害者校は 14校中 13校（93%）

○ 訓練校における精神障害者の訓練形態として、おおまかに、

1) 一般校で行う健常者との混合訓練

2) 障害者校で行う身体、知的、発達障害者等との混合訓練

3) 精神障害者を対象にした訓練コース（職域開拓科、職域開発科等）を設置の3類型に分かれる。

精神障害者に対する職業訓練の課題には、こうした訓練形態の違いに関わらない共通する要素と、訓練形態の違いによって異なる要素があるので、この点を念頭に置いて検討する必要がある。

- 精神障害のある訓練生には、入校時に精神障害者保健福祉手帳または医師の診断書により精神障害のあることが判明している場合と、一般(または精神障害以外の障害)の訓練生として入校後、精神障害があることが明らかになった場合とがある。今回調査で22年度の実績を見ると、精神障害のある入校生279名のうち入所後に把握された人数は47名、このうち、一般校は90名中32名、障害者校では189名中15名であり、一般校では約3分の1が入所後に判明した者である。
- 精神障害者保健福祉手帳保持者は22年度入所者数279名中196名(70.3%)であり、言い換えると、入所者のうち手帳を保持していない人が約3割いる。

3. 調査結果概要

(1) 入校時の評価

- 精神障害のある人が訓練受講申し込みをした場合、入校の可否の判断や適切な訓練コースへの配置を行うには、入校希望者の意識や状態について十分に把握する必要があるが、どのように把握するか苦慮している施設が多い。
- このような評価を短時間で行うことは難しいため、各施設では、入所前の「施設内覧」や「訓練体験」等を実施し、事前に自ら「体験」する場を提供している。これは、精神障害者自身が訓練内容を把握し、訓練生自身が納得して訓練を行う「自己決定」の観点からも重要であることから、障害者校の一部で実施している導入訓練を訓練の初期段階において一定期間行った上で訓練配置先を決めるといった制度の拡大・普及も検討すべきである。

(2) 訓練指導上の課題

イ 一般校

- 一般校では、通常、一般の訓練生との混合訓練が行われている。この場合、障害のある訓練生のためのみのカリキュラム編成や訓練時間の設定は、職業訓練基準等の制度上の制約もあり、精神障害者への訓練を一律に行なうことは難しいことが多い。
- 一般校における精神障害者の受入体制が未整備の現状では、精神障害のある訓練生に対して、人的、設備的なケアが十分行えないことから、指導員が個人的に対応せざるを得ない場面が少なくない。
- 一般訓練生との混合訓練において十分な対応がとられない状況の下では、精神障害のある訓練生、指導する指導員や周囲の訓練生にとっても負担が大きく、十

分な訓練成果があげられずに精神障害のある訓練生が中途退所に至る例も少なくない。

- 一般校では、精神障害に関する指導、支援ができるような専門的知識を持った人材が配置されていない。このため、一般校にも、精神障害について訓練生本人のみならず訓練に当たる指導員をも対象に含めた、専門家による支援体制が必要と考えられる。
- 一般訓練生との混合訓練や集合訓練に不安を感じる訓練生の受け皿は、一部の障害者校を除き、まだ極めて少ないといわざるを得ない。今後は、精神障害者を対象にしている障害特性に応じた訓練が可能なコースを障害者校だけでなく、一般校の中にも必要に応じて設定できる体制が必要であろう。

□ 障害者校

- 精神障害者のための特別コースを設けている障害者校においては、精神障害者についての専門カリキュラムによる訓練が行われており、精神障害の障害特性等を捉えた訓練体制を試行錯誤しながら構築、実施しているが、高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営している校など一部の施設を除き、精神障害者に対する充分な体制を組んでいる訓練施設は、まだ限られている。
- 障害者校では、看護師、ケースワーカー等が配置されていたり、休憩所等の設備など障害者向けの配慮がされている点で一般校よりも手厚いケアが期待できるが、精神障害者のための特別コース以外のコースでは、精神障害に関する専門的知識のある人材が配置されているとは限らないため、一般校と同様の問題が想定される。

(3) 精神障害者の職業訓練にあたる人材の育成

- 一般校に入所してくる精神障害のある訓練生は、校単位で見るとまだ数も少なく、歴史も浅いため、初めて精神障害者への対応を経験する指導員が多く、その対応方法は、担当者が手探りで実施しているという実情にある。
ちょっとしたコミュニケーション上のアプローチの違いで精神障害のある訓練生の状況が変わってくるため、精神障害に対する基礎知識の習得や精神障害者とのコミュニケーションの方法等については、直接指導に当たる担当者だけでなく、訓練施設の管理職や一般職員等を含めた研修等を行い、組織的な支援体制を構築する必要がある。
- 個々人で障害状況により精神障害者への対応は異なり、しばしば専門的な知識や経験が要求される。このため、職業訓練指導員の精神障害に関する知識の向上を図ることはもとより、訓練生と指導員双方に対する支援ができるような精神科医や精神科ソーシャルワーカー、心理カウンセラーなどの専門職の配置を急ぐべきである。

- 各施設に必要な専門家の配置を早急に行なうことは困難な場合も想定されるが、その点に関しては、積極的に関連機関との連携等を図り補う必要がある。そのためにも、効果的な連携モデルの提示が望まれるとともに、職業訓練現場で必要とされる精神障害に係る知識や技能の範囲や内容について系統的に検討することが望まれる。

(4) 職業訓練の実施環境

- 障害者、とりわけ精神障害者に対する職業訓練を実施するためには、従来の職業訓練カリキュラムの範囲にとどまらず、より広範囲な生活支援を含めた「環境づくり」が求められる。これには、技能、技術の習得といった側面だけではなく、障害者が職場で働き続ける力を付けるための、就労に向けての準備性や社会生活能力の向上と維持のための訓練も含まれる。
- こうした「環境づくり」には、訓練生自身の職業に対する理解を深めるといった要素も含まれる。実際の企業での就労の場に則した作業実習や職場でのコミュニケーションの取り方（コミュニケーションスキルコース）や「就労に向けた SST」のようなモデルを作り、実際の職業経験をシミュレーションして体験する場を訓練カリキュラムの中に設けることも考えられる。

(5) 当事者の職業訓練に対する意識と企業、支援機関のノウハウの活用

- ヒアリングの対象となった受講生は、いずれも将来の職業や生活目標を立てながら訓練に意欲を燃やしていることがうかがえたが、訓練内容や訓練上必要と考える支援の在り方については、具体的な提言や要望が出されている。今後は、こうした当事者の意識や要望をさらにくみ取り、障害者を対象とした職業訓練の在り方に反映させていく必要がある。
- 精神障害者の雇用や就労支援に経験の深い企業や支援機関では精神障害者への対応やその能力を生かし、雇用を維持していくための様々なノウハウを蓄積しているので、こうした外部の情報やノウハウを今後さらに収集、活用することが精神障害者職業訓練の質的向上を図る上で有益であると思われる。